重要

社労連第 355 号
令和２年６月 29 日

都道府県社会保険労務士会会長　殿

全国社会保険労務士会連合会
会　長　　大　野　　実
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の影響に関連して支給される見舞金等の取扱いについて

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当連合会の事業運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省年金局事業管理課長から令和２年６月 23 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響に関連して支給される見舞金等の取扱いについて」により、別紙のとおりの情報提供がございました。

つきましては、貴会におかれましては、業務ご多忙の折大変恐縮ではございますが、本件につき会員の皆様への周知を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件は連合会ウェブサイトの会員専用ページに掲載しておりますことを申し添えます。

謹　白

（担当：業務部企画・広報課　企画係）

別　紙

事　務　連　絡
令和２年６月23日

全国社会保険労務士会連合会会長　殿

厚生労働省年金局事業管理課長

新型コロナウイルス感染症の影響に関連して支給される見舞金等の取扱いについて

標記について、別添のとおり日本年金機構事業管理部門担当理事あて通知しましたので、お知らせいたします。

【別添】

年管管発 0616 第２号
令和２年６月 16 日

日本年金機構事業管理部門担当理事　殿

厚生労働省年金局事業管理課長
（　公　印　省　略　）

新型コロナウイルス感染症の影響に関連して支給される見舞金等の取扱いについて

事業所から従業員に対して支給される「報酬」又は「賞与」（以下「報酬等」という。）については、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第３条第５項及び第６項並びに厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第３条第１項第３号及び第４号により、「いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受ける全てのもの」が報酬等に該当するものとしている。

この「労働の対償性」については、その支払われるものの目的や内容、支払いの態様等によって判断される必要があるが、事業主が従業員に支払うものは、名称の如何を問わず、従業員の労働の提供に対する対価等に関連して支払われるものが一般的であることから、原則的には「労働の対償性」を有するものと判断される（例：危険手当、特別勤務手当等）。

他方、限定的に例外として、①恩恵的なもの（例：災害見舞金、結婚祝金など個人的な吉凶禍福に対して支給されるもの等）、②実費弁償的なもの（例：出張旅費、赴任手当等）については、「労働の対償性」がないと判断される場合があるところであり、こうした点は、「「標準報酬月額の定時決定及び随時改定の事務取扱いに関する事例集」の一部改正について」（平成 29 年６月２日付け事務連絡）別紙１「報酬・賞与の範囲について」（以下「平成 29 年事務連絡別紙１」という。）において示しているところである。

今般、新型コロナウイルス感染症に関連して従業員が事業主から支給を受ける見舞金の所得税の取扱いが国税庁より示されたところである。

その内容も踏まえ、下記のとおりの取扱いとなるので、年金事務所への周知等を含めて、遺憾なきようお取り計らい願いたい。

なお、この通知の内容の取扱いについては、保険局保険課と協議済みであり、労働保険料等についても同様の取扱いであることを申し添える。

記

新型コロナウイルス感染症に関連して従業員が事業主から支給を受ける見舞金等のうち、少なくとも、所得税において給与所得等ではなく非課税所得として取り扱われるとされた以下のいずれにも該当するものについては、「恩恵的な給付」として「報酬等」に該当しないものとして取り扱うこと。

① 心身又は資産に加えられた損害につき支払を受けるものであること

例えば、次のようなものが含まれることに留意する。

・従業員又は従業員の親族が新型コロナウイルス感染症に感染したため支払を受けるもの

・緊急事態宣言の下において事業の継続を求められる事業所の従業員で次のイ及びロに該当する者が支払を受けるもの（当該緊急事態宣言がされた時から解除されるまでの間に業務に従事せざるを得なかったことに基因して支払を受けるものに限る。）

イ　多数の者との接触を余儀なくされる業務など、感染する可能性が高い業務に従事している者

ロ　緊急事態宣言がされる前と比較して、相当程度心身に負担がかかっていると認められる者

・従業員又は従業員の親族が新型コロナウイルス感染症に感染するなどしてその所有する資産を廃棄せざるを得なかった場合に支払を受けるもの

② 支給額が社会通念上相当であること

社会通念上相当であるかどうかについては、次に掲げる事項を勘案して判断することに留意する。

・支給額が、従業員ごとに新型コロナウイルス感染症に感染する可能性の程度や感染の事実に応じた金額となっており、そのことが事業所の慶弔規程等において明らかにされているかどうか。（※）

・支給額が、事業所の慶弔規程等や過去の取扱いに照らして相当と認められるものであるかどうか。

※　今般の新型コロナウイルス感染症に関する見舞金等で、非課税所得として取り扱われるものについては、平成 29 年事務連絡別紙１の⑤のように事業所の慶弔規程等に記載がある場合においても、報酬等に該当しないものと扱って差し支えないこと。

③ 役務の対価たる性質を有していないこと

例えば、次のようなものは役務の対価たる性質を有していないものには該当しないことに留意する。

・本来受けるべき給与等の額を減額した上で、それに相当する額を支給するもの

・感染の可能性の程度等にかかわらず従業員に一律に支給されるもの（※）

・感染の可能性の程度等が同じと認められる従業員のうち特定の者にのみ支給するもの
・支給額が通常の給与等の額の多寡に応じて決定されるもの

※　例えば、今般の新型コロナウイルス感染症に関する見舞金等で、従業員に一律に支給されるものとして非課税所得とならない場合であっても、当該事項を除き、上記の①から③までのいずれにも該当するようなものについては、平成 29 年事務連絡別紙１の④に該当するものとして、報酬等に該当しないと判断できる。

（注）　なお、今般の新型コロナウイルス感染症に関する見舞金等で、例えば、１回に限り支払われるものなど、常態として受ける報酬以外のもの（支給事由の発生、支給条件、支給額等が不確定で、経常的に受けるものでないもの）については、平成 29 年事務連絡別紙１の⑥に該当するものとして、報酬等に該当しないものと判断できる。

この場合は、同⑥のとおり、その支払いが報酬の代替となっていないか、社会通念上相当な額となっているかなどの実態をみて総合的に判断する。

〔参考〕平成 29 年事務連絡別紙１④から⑥（抜粋）

④　事業主が恩恵的に支給するものは労働の対償とは認められないため、原則として報酬等に該当しない。

【例】見舞金、結婚祝い金、餞別金

⑤　恩恵的に支給するものであっても、労働協約等に基づいて支給されるもので、経常的（定期的）に支払われる場合は、報酬等に該当する。

【例】傷病手当金と給与の差額補填を目的とした見舞金

⑥　労働の対償であっても、被保険者が常態として受ける報酬以外のものは報酬等に含まれない（支給事由の発生、支給条件、支給額等が不確定で、経常的に受けるものではないものは、被保険者の通常の生計に充てられるものとは言えないため）。ただし、これに該当するものは極めて限定的である。

【例】大入袋

※　ここで挙げた【例】は一般的な場合を想定しており、その名称だけでなく、実態に合わせて「報酬等」に該当するかどうか判断を行うものとする。